

紀の川市人権施策基本方針（第三次改定）素案に関する意見募集（パブリックコメント）の結果と市の考え方について

●市民意見募集（パブリックコメント）の実施概要

対象	紀の川市人権施策基本方針（第三次改定）素案
募集期間	令和7年11月7日(金)から 12月5日(金)まで
資料等の公表を行った場所	1. 市ホームページ 2. 人権施策推進課（本庁舎4階41番カウンター）、各支所、出張所
意見書提出件数	

●ご意見（概要・文意等を損なわないように要約・補足等しています）と意見に対する市の考え方

No.	該当箇所	ご意見	市の考え方	素案の修正有無
1	- 制度が拾い上げない人権課題の構造について	<p>1. 現場吸収され、制度に届かない構造 人間関係に関わる人権課題は、学校の裁量で「教育的指導」として処理され、市や教育委員会の統計や改善資料に反映されていない。</p> <p>2. “承認を得ても動かない”制度の停滞 専門職の学校スクールカウンセラー等に相談し、教育的対応案の承認が得られたが、教育委員会の判断ラインに届くことがなかった。制度が「承認後の動線」を設計していないための欠陥であり、構造を放置したままでは、市の人権施策は実効性を持たない。</p> <p>3. “制度的記憶”を残す仕組みの欠如 現場で発生した人権課題が、教育資料や研修に反映される仕組みがない。</p> <p>人権課題を現場から吸い上げるため、連携の基準を明確化することを提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事案発生時の報告フローと承認ルートの明文化。 ●スクールカウンセラーなど専門職が承認した案件を必ず教育委員会に報告するルール化。 ●重大事案だけでなく、“軽度の差別・排除”も制度的記録対象とする。 <p>人権施策は理念の言葉ではなく、現場が「報告しても動く」と確信できる制度設計から始まると考えたため、承認を得ても制度が動かない現状は「仕組みの欠落」であり「意識の問題」ではない。理念と現実の間の隙間を、第三次改定では正してもらいたい。</p>	<p>本市では、あらゆる人権課題の解決に向けて、市各部署が主体的に取り組んでいるところです。</p> <p>また、困難な事例に対しては、基本方針 P.60 第5章「総合的な推進」に明記しているとおり、関連各部署が連携して取り組んでいく必要があるとしています。</p> <p>この基本方針案は、人権施策の基本的な方向を示すもので、人権課題の解消に向けて、市の施策推進のための指針となります。</p> <p>いただいたご意見は、所管課と情報共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	【無】
2	P.52 分野別人権施策の推進 働く人の人権	【意見・質問①】 夜職・風俗産業に従事する市民の実態把握を行い、人権保護施策に補足する必要はないか。 風営法、行政指導、警察対応が現場の安全や人権にどんな影響を与えていたか調査する予定はないか。	今回の素案は多様化、複雑化している人権課題の解決に向けて、市各部署が取り組む施策の基準とするものであるため、各分野所管と情報の共有を図り、今後の施策の参考とさせていただきます。	【無】
	P.32 障害のある人の人権	【意見・質問②】 発達障害、精神疾患を抱える市民や、その家族への支援強化や相談窓口を拡大する必要はないか。		
	P.49 犯罪加害者とその家族の 人権 生活困窮者	【意見・質問③】 市独自の、再犯防止、社会復帰、孤立防止に関する取り組みはあるか。 生活保護に対する偏見軽減のための啓発を検討しているか。		
	P.43 外国人の人権	【意見・質問④】 多文化共生と外国人住民支援の強化のため外国人住民の実態調査を行っているか。		

P.29	女性の人権	【意見・質問⑧-2】 AV出演被害は性別を問わず発生する社会問題であるため、男性当事者が相談しにくくなる、実態把握が不十分になるという問題を引き起こすため、表現を見直してはどうか。		
P.23	相談・支援・救済の推進	【意見・質問⑤】 夜間・夜職・配送業等に従事する市民は日中に市役所に行くことができないため、夜間相談やオンライン相談窓口の施策を導入する予定はないか。	国や県などの指導を仰ぎながら、相談員確保の観点も考慮し、今後の課題として、ご意見を参考とさせていただきます。	【無】
P.16	人権教育・啓発の推進	【意見・質問⑥】 従来型人権啓発「のぼり旗・街頭啓発・市役所HP」による効果は、高齢者に届くが、若年層や孤立層、夜職層に届かず、現代型人権啓発「SNS」を強化して、従来型と組み合わせた施策を設計してはどうか。	市内各地に掲揚している「のぼり旗」は高齢者や通学・通勤者の目に届き、人権意識の向上に役立っていると考えます。 また、イベント時における人権啓発や、駅前・スーパー前や街頭での啓発においても若年層や家族連れに届いており、現在、一定層への啓発は出来ていると考えております。 時代の流れを鑑み、いただいたご意見は今後の施策への参考とさせていただきます。	【無】
-		【意見・質問⑦】 市民の声（特に声を上げにくい層）の意見を反映するために、意見を述べる際の透明性の強化が必要ではないか。「オンライン公聴会」や「匿名意見募集」の導入など。	紀の川市市民意見募集（パブリックコメント）手続要綱に基づくご意見の募集や、市ホームページや広報等で広く市民の声を聞くツールをご利用いただいた市民の声に対して、今後も真摯に向き合ってまいります。そのため、市民からのご意見にも責任を持って述べられるよう、住所及び氏名、電話番号等の明記にご協力をお願いしておりますので、ご理解ください。	【無】
P20 ～22	人権に関わりの深い特定職業従事者の人権研修	【意見・質問⑧-1】 市職員や市議会議員より強い権限を持ち、人権施策の策定、推進責任の最上位である「市長」が明記されないのはなぜか。市長の位置づけが記載されていないと「対象外」と誤解されることはないか。	市長については、施策の策定責任の権限を持つ特別職員（市長、副市長、教育長）ですが、この素案では「市職員」の範疇に含んでいるものと考えます。特別職員も市職員と同様に、人権研修や啓発活動に参加して、人権問題に関する正しい知識と理解を得るよう取り組んでまいります。	【無】

貴重なご意見をありがとうございました。